

認知症に関するご相談

●地域包括支援センター TEL: 581-0330(すこやかセンター1階)
●南部地区地域包括支援センター TEL: 585-9201(エルセンター敷地内)
●中部地区地域包括支援センター TEL: 584-5519(すこやかセンター2階)
●北部地区地域包括支援センター TEL: 516-4160(守山市立北公民館内)

◎認知症とは…?

- 認知症とは、脳の働きに不具合が生じ、日常生活にさまざまな障害が起こり、その状態がおおよそ6ヵ月以上継続している状態を指します。
- 認知症は誰にも起こりうる脳の病気です。
- 認知症は早期発見・早期受診が大切です。



◎もの忘れチェック・相談

- 対象：もの忘れが気になる人およびそのご家族
- 内容：タッチパネルを使用した簡単なもの忘れチェックと介護相談を行います。
- お申込：随時受付。
タッチパネルをご希望の方はお住いの学区を担当する地域包括支援センターまで事前にお申込みください。

◎みまも〜り〜♡カフェ

- 「ほっこり庵〜絆」「お結びカフェ」「こもれびcafé」など
- 対象：地域の高齢者と地域の皆さま
 - 内容：お茶を飲みながら認知症や介護の相談ができます。
 - 場所・日程等：お住いの学区を担当する地域包括支援センターにお問合せください。
※地域の登録カフェも増えています。

◎認知症初期集中支援事業

- 認知症の診断を受けたが、その後どうしたら良いか困っている人
 - 認知症を疑っているが、なかなか専門医に受診ができない人
 - 認知症がある人の対応に困っている介護者など
- ※ぜひ一度地域包括支援センターの認知症初期集中支援チーム員にご相談ください。

◎行方不明高齢者等SOSネットワーク

- 事前登録
認知症などにより道に迷う心配がある人の名前や写真などを事前に登録し、市と警察署等が情報を共有することで、行方不明になった場合に早い対応と発見につなげることができます。

事前登録に必要なもの	写真(顔・全身)
事前登録申込先	お住いの学区を担当する地域包括支援センター

- 行方不明発生時の対応
行方がわからないことに気付いた時、すぐに警察署へ写真等の行方不明者の情報を添えて、届出をしてください。
行方不明が発生した時は、市の安全・安心メールやSOSネットワーク協力機関などへ行方不明高齢者等の情報を配信し、早期発見・保護に努めています。

◎アイロン名札・介護中マーク

- ご本人の衣類にアイロンで接着できる名札や、介護者等が介護により対応・支援していることを表す介護中マークを配付しています。



◎尊厳のある暮らしを守ります(権利擁護)

- 高齢者虐待の防止
高齢者虐待には、身体的虐待(殴る、蹴るなど)、心理的虐待(怒鳴るなど)、介護の放棄・放任(身の回りの世話をしないなど)、経済的虐待(必要なお金を渡さないなど)、性的虐待(嫌がる性的行為を強要するなど)があります。
「もしかして虐待?」と思ったら、すぐにご相談ください。
- 成年後見制度に関する相談・支援など
認知症などにより判断能力が低下し、財産管理や日常生活における契約などに不安がある人への相談や支援を行っています。